

子どもの未来応援に係る事業一覧

この別表では、条例に定義された四つの視点で整理を行った課題に対応するものとして、各課が取り組む事業を分類するとともに、国の大綱に示された重点施策項目との関連性を整理しています。

※10 子どもの権利条例第3章に掲げる四つの区分

課題対応事業は で着色しています

※11 国の大綱における重点施策の区分

子どもの権利項目 ※10	No.	事業名等	事業内容	大綱に基づく ※11 重点施策項目分類						今後の方向性	担当課
				教育の支援	生活の支援	親の就労支援	経済的支援	調査研究等	施策の推進		
子どもの安全と安心	1	地域保健活動	支援が必要な家庭に対し、保健の視点で対象を支援するとともに、関係機関の利用についてコーディネートを行います。		○					継続	健康づくり課
	2	児童虐待相談事業	虐待の恐れのある子どもについて、児童相談所をはじめとする関係機関と連携しながら、虐待からの避難や、発生抑止に向けた取組みを行います。		○					継続	こども福祉課
	3	児童虐待防止連絡事業	子育てに困難を抱える家庭に対し、児童相談所や、病院、学校など関係する機関が協力して対応するために連携会議を行い、子どもの安全と安心の確保につなげます。		○				○	継続	こども福祉課
	4	子どもの居場所づくり事業	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行い、地域の中に健康と安全を守るための居場所づくりを促進します。	○	○					新規	こども福祉課
	5	三世代交流食堂事業	子どもの孤食や欠食を防ぐための食事提供や、こどもが安心して過ごせる居場所を提供し、地域と交流することにより、お互いを支え合う仕組みをつくりまします。	○	○					新規	こども福祉課
	6	母子ホーム運営事業	DV及び子どもの養育、住宅困窮等により不安を抱えた母子世帯が安心して自立に向け生活できる場を提供し、子どもの安全安心を確保します。		○					継続	こども福祉課
	7	子どもの相談救済事業（青少年相談、まちかど保健室、子どもの権利相談室こころの鈴）	青少年に関する悩みや、心や体に不安を抱える中高生からの相談、子どもの権利侵害に対する救済、回復を支援するための子どもや親からの相談に対応します。		○					継続	こども育成課
	8	給食の提供・食育の推進事業	保育園・幼稚園では、毎日の食事（給食）を食育の基本と考え、乳幼児の健康な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことを食育の目標としています。 食育を保育内容の一環として位置付け、保育内容との連携を十分にとり、情緒の安定を図り、友達や保育者などと楽しい食事や子どもの発達段階に応じた食に関わる体験を通して、家庭や地域との連携をとりながら、子どもたちの「食を営む力」の育成に取り組んでいます。		○					継続	保育課
	9	多様な体験活動の機会の提供	児童生徒の視野を広げ、体験を通じて「生きる力」を身に付けることができるよう、コミュニティスクールの活用、職場体験学習などのキャリア教育、市役所出前講座の提供など、多様な体験活動機会を提供します。		○					継続	学校指導課
	10	幼保小連絡協議会の実施	就学前教育と小学校教育の連携を促進するため、幼保小の段差解消、滑らかな接続、子どもの実態や家庭状況等を把握し、研究協議等を行います。	○	○				○	継続	学校指導課

子どもの権利項目 ※10	No.	事業名等	事業内容	大綱に基づく ※11 重点施策項目分類					今後の方向性	担当課	
				教育の支援	生活の支援	親の就労支援	経済的支援	調査研究等			施策の推進
家庭における権利の保障と支援	11	男女共同参画推進事業（相談事業）	離婚や生活苦、子どもに関する相談内容については、担当課につなげ、対応を依頼します。		○					拡充	人権・男女共生課
	12	男女共同参画推進事業（女性センター講座事業）	離婚にはあらかじめ将来への様々な準備や働き方・生き方の見通しが必要であることを考える講座、安易な離婚に至らないよう夫婦のコミュニケーションをよくする方法の講座等を実施します。		○					拡充	人権・男女共生課
	13	多文化共生推進事業（多文化共生ブラザ相談業務）	母語の分かる多言語相談員が受け、生活苦や子どもに関する相談については、担当課・学校・支援団体と連携して対応します。		○					拡充	人権・男女共生課
	14	フードドライブ	食品ロス削減と生活困窮者支援のため、家庭で余っている食品を集め、まいさほ松本や子ども食堂等に配布する取組みに共催し、広報や会場の提供を実施しています。（主催：NPO法人フードバンク信州）		○					継続	環境政策課
	15	松本キッズ・リユースひろば事業	子育て世帯への支援とごみの減量化のため、家庭で使用しなくなった育児・子ども用品を回収し、希望する方に無料で配付しています。		○					継続	環境政策課
	16	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に助産師が訪問し、保護者の自立に向けた指導・助言を行います。		○					継続	健康づくり課
	1	地域保健活動【再掲】	支援が必要な家庭に対し、保健の視点で対象を支援するとともに、関係機関の利用についてコーディネートを行います。		○					継続	健康づくり課
	17	母子保健事業	すべての妊産婦及び母子に対し、妊娠届出時の対面相談を始め妊婦健診や両親学級等の実施により安心して出産できる環境づくりを支援し、出産後は産後ケア乳幼児健診、育児学級、訪問指導等を実施するとともに、育児や発達の相談を受け、適宜関係機関へつなぐなど切れ目のない支援を行います。		○					継続	健康づくり課
	18	生活保護制度	病気や事故、その他の理由で、収入がなくなったり少なくなったとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費や医療費などの経済的支援と親の就労支援を行うことで、子どものいる世帯の経済的安定を図ります。		○	○				継続	生活保護課
	7	子どもの相談救済事業（青少年相談、まちかど保健室、子どもの権利相談室こころの鈴）【再掲】	青少年に関する悩みや、心や体に不安を抱える中高生からの相談、子どもの権利侵害に対する救済、回復を支援するための子どもや親からの相談に対応します。		○					継続	こども育成課
	19	病児・病後児保育事業	当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない生後5カ月から小学3年生までの児童で、市内在住又は市内在勤の保護者の児童を対象として、病児保育事業を相澤病院と梓川診療所で実施しています。 また、病気回復期の満1歳以上の児童で、集団保育に出すのは心配という市内在住または市内在勤の保護者の児童を対象として、病後児保育事業をこどもプラザ（筑摩・南郷）で実施しています。 利用料は、両事業とも、市内在住で保育園、幼稚園等に在籍している児童の保育時間内は無料です。		○					継続	こども育成課
	20	休日保育事業	日曜、祝日に保護者の就労や傷病等で家庭での保育が困難な、市内在住の1歳以上の就学前児童を対象として、こどもプラザで実施しています。		○					継続	こども育成課
	21	ながの子育て家庭優待パスポート事業	18歳以下の子どもを1人以上育てている世帯を対象に、協賛店で割引などのサービスを受けられるパスポートカードを配布しています。 また、子どもを3人以上育てている世帯を対象として、割引率の引き上げなどの優遇サービスが受けられる「多子世帯応援プレミアムパスポート」の配布も併せて行っています。		○					継続	こども育成課
	4	子どもの居場所づくり事業【再掲】	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行い、地域の中に健康と安全を守るための居場所づくりを促進します。	○	○					新規	こども福祉課
	5	三世代交流食堂事業【再掲】	子どもの孤食や欠食を防ぐための食事提供や、こどもが安心して過ごせる居場所を提供し、地域と交流することにより、お互いを支え合う仕組みをつくります。	○	○					新規	こども福祉課

子どもの権利項目 ※10	No.	事業名等	事業内容	大綱に基づく ※11 重点施策項目分類						今後の方向性	担当課
				教育の支援	生活の支援	親の就労支援	経済的支援	調査研究等	施策の推進		
家庭における権利の保障と支援	22	こんにちは赤ちゃん事業	生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を各地区の民生・児童委員が訪問し、子育てに関する悩みを聞くことで、乳児家庭の孤立を防ぐとともに子どもに対する虐待の発見・予防につなげます。		○					継続	こども福祉課
	23	幼稚園保育料の軽減	経済的負担の大きい家庭を対象に、私立幼稚園に通園している家庭には就園奨励費を補助金とし交付し、市立幼稚園、認定こども園の1号認定者に対しては、保育料を応能負担としています。また、双方とも低所得世帯、ひとり親世帯に対しての軽減及び補助金交付の拡充を行なっています。		○					継続	保育課
	24	ファミリー・サポート・センター事業	0歳から概ね15歳までの子どもを、預かって欲しい方（依頼会員）と子どもを預かっていただける方（協力会員）が会員となり、有料で子育てのサポートを行う制度です。会員制による相互援助の活動であるため、民間の託児所等と比較して安価な料金設定で、また、生活保護受給世帯、ひとり親家庭などには利用料の助成をしています。27年度から、第2子以降の母子手帳交付時に当事業の無料利用券10時間分を配布する、「ハッピーセカンド子育て応援券配布事業」を実施しています。		○					継続	こども育成課
	25	子ども・子育て安心ルーム事業	母子保健コーディネーターと子育てコンサルジュが連携し、妊娠、出産から子育てまで、切れ目のない寄り添い型の支援をすることにより、子育て環境の向上を図ります。		○					継続	こども育成課 健康づくり課
	26	子育てサポーター訪問事業	ファミリー・サポート・センター事業を補完する事業として、0歳から概ね15歳までの子どもを持つ家庭を対象として、自宅での育児に伴う家事援助等を有料で実施しています。ファミリー・サポート・センター事業と同様に、民間の同様のサービスと比較して安価な料金設定で、また、生活保護受給世帯、ひとり親家庭などには利用料の助成をしています。		○					継続	こども育成課
	27	子育て支援センター運営事業 (子どもプラザ)	主に未就園の子どもとその保護者を対象に、育児講座の開催や、子育て家庭の交流、情報交換、相談の場として、安心して子育てができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援機能の充実を図っています。利用料は無料です。(材料費などの実費はいただく場合があります。)		○					継続	こども育成課
	28	つどいの広場事業	未就園の子どもとその保護者を対象に、地域で保護者同士が情報交換や交流ができる場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を実施しています。利用料は無料です。(託児料、材料費などの実費はいただく場合があります。)		○					継続	こども育成課
	29	保育園保育料の軽減	保育を希望するすべての子どもの受入れができるよう、保育料は、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本としています。多子世帯を含む低所得世帯やひとり親世帯に対しての保育料の軽減の拡充を図っています。		○					継続	保育課
	30	ひとり親相談事業	ひとり親家庭等の身上相談に応じ、その自立に必要な助言を行うことで、子どもの養育環境の改善を図ります。		○					継続	こども福祉課
	31	高等職業訓練促進事業費給付事業	母子家庭の母が、就職に有利な資格を取得するため養成機関(1年以上のカリキュラム)に修学する場合、その期間の生活の負担軽減を図り、資格の取得を促進することで母子家庭の経済的安定を図ります。			○				継続	こども福祉課
	32	児童扶養手当給付事業	離婚など事情により、お子さんの養育に経済的困難を抱える方を対象に手当を支給し、ひとり親家庭の経済的安定を図ります。				○			継続	こども福祉課
	33	職業・労働相談	求職中の方を対象とした就職相談を始め、雇用、賃金、労働時間、職場のトラブルなど労働問題全般について、専門の相談員が相談に応じます。ハローワークの求人票の閲覧もでき、子育て中の親に就業の機会を提供します。			○				継続	労政課
	34	コワーキングスペース活用型人材育成事業	コワーキングスペースを利用して、女性がITツールを使えるスキルを勉強会で得て、スキルアップし、子育て中の在宅ワークができるように支援します。		○	○				継続	労政課
	35	市営住宅入居者で、未成年者がいる母子家庭等に対する家賃の減免	著しく世帯収入の低い母子世帯等について、家賃を減免することにより、入居者の居住の安定を図り、子どもの貧困対策につなげます。		○					継続	住宅課

子どもの権利項目 ※10	No.	事業名等	事業内容	大綱に基づく ※11 重点施策項目分類						今後の方向性	担当課	
				教育の支援	生活の支援	親の就労支援	経済的支援	調査研究等	施策の推進			
育ち学ぶ施設における権利の保障と支援	36	生活保護世帯の子どもに対する学習支援	生活保護家庭の子どもを対象として、子ども専門支援員が自宅を訪問し、学習支援を行うとともに、保護者からの養育相談に対応することで、子どもの成育環境の改善を図ります。	○	○						継続	生活保護課
	37	放課後子ども教室推進事業	放課後留守家庭に限らず、全小学生を対象とした放課後の居場所を設置しています。平成20年度から奈川小学校区、源池小学校区で開設し、23年度からは安曇小学校区など4校区で新たに開設し、全6教室を実施しています。	○							拡充	こども育成課
	4	子どもの居場所づくり事業【再掲】	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行い、地域の中に健康と安全を守るための居場所づくりを促進します。	○	○						新規	こども福祉課
	5	三世代交流食堂事業【再掲】	子どもの孤食や欠食を防ぐための食事提供や、こどもが安心して過ごせる居場所を提供し、地域と交流することにより、お互いを支え合う仕組みをつくります。	○	○						新規	こども福祉課
	38	自立支援教員・中学校学力向上推進教員等配置事業	市内小学校・中学校に配置している市費教員について、「新たな不登校を生まない取組み」、「不登校状態の改善」等、不登校児童生徒対策に取り組みます。各校の実情に合わせて個に寄り添った支援により社会的自立を目指します。	○							継続	学校指導課
	39	スクールソーシャルワーカー等による支援体制の整備	貧困家庭を含めた小中学生及び保護者等を対象に、社会福祉主事経験者をスクールソーシャルワーカーとして活用し、不登校、いじめ、学級・学習不適応などの適応指導における相談体制の充実を図ります。	○	○						継続	学校指導課
	40	夜間中学・学級の研究、学習機会の確保	全ての児童生徒等の学習機会の保障を目的に、夜間中学の役割、意義などについて県と連携して研究を行います。	○							継続	学校指導課
	41	放課後の子どもの学習会の実施	子どもの発達と子育て、児童・障害者福祉など、子どもを取り巻く様々な課題について学習を深めるとともに、参加者それぞれの立場から自由に意見交換を行います。	○							継続	生涯学習課 中央公民館
	42	松本市ヤングにほんご教室	学齢期を過ぎても高校へ通えていない外国籍の子どもたち、また、中学生や高校生の外国籍の子どもたちを対象に日本語指導及び教科指導、また就労支援を行います。	○							継続	生涯学習課 中央公民館
	43	中信にほんごひろば	庄内地区近隣に住む、日本語を母語としない子どもへの日本語学習支援を通して、多文化共生社会の実現に向け、外国籍の方々と交流を図る機会とします。	○	○						継続	生涯学習課 庄内地区 公民館
	44	松本版・信州型コミュニティスクール事業	小中学校を対象に、各校にコミュニティスクール運営委員会を設置し、学校・家庭・地域の連携協働による持続可能な学校支援の仕組みづくりを目指します。有効に機能することで、教育費用等の家庭負担の軽減につなげます。	○	○		○				継続	学校指導課
	45	日本語を母語としない児童生徒支援事業（松本市子ども日本語教育センター）	日本語を母語としない児童生徒への支援を目的に、田川小学校内に松本市子ども日本語教育センターを設置し、日本語教育に関する相談業務、コーディネート業務や、小・中学校で日本語教育支援員等による派遣授業を実施しています。	○	○						継続	学校指導課
	46	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、等しく教育が受けられるよう、教育費の一部として新入学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、学用品費等を援助するものです。学校を通して、全保護者に制度について周知しています。	○	○						新規 拡充	学校教育課
	47	松本市育英資金奨学金制度	意欲と能力がある学生等が、経済的理由により進学を断念することがないように、奨学資金を貸与するものです。貸与した奨学金は、要件が整えば返済が免除される償還免除制度もあります。	○			○				継続	学校教育課
48	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の負担を軽減して、障害のある児童生徒が等しく教育を受けられるよう、教育費の一部を援助するものです。	○			○				継続	学校教育課	

子どもの権利項目 ※10	No.	事業名等	事業内容	大綱に基づく ※11 重点施策項目分類					今後の方向性	担当課	
				教育の支援	生活の支援	親の就労支援	経済的支援	調査研究等			施策の推進
地域における権利の保障と支援	49	子どもの生活支援	週1~2回保育士による育児相談を実施しています。その中で利用者の服装や様子等を見守り、気になることがあれば声掛けをして、必要があれば担当課につなげます。		○					継続	人権・男女共生課
	50	放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により放課後留守家庭となる小学生を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るために、児童館・児童センター等で実施しています。利用料は2人目以降は半額で、また生活保護受給世帯、ひとり親家庭などは減免されます。		○					継続	こども育成課
	37	放課後子ども教室推進事業【再掲】	放課後留守家庭に限らず、全小学生を対象とした放課後の居場所を設置しています。平成20年度から奈川小学校区、源池小学校区で開設し、23年度からは安曇小学校区など4校区で新たに開設し、全6教室を実施しています。	○						拡充	こども育成課
	51	子どもの支援・相談スペース「はぐルッポ」	不登校等で、引きこもりがちの小・中学生などの居場所として、子どもや保護者の相談に応じ、学習支援を行います。	○	○					継続	こども育成課
	4	子どもの居場所づくり事業【再掲】	子どもの孤食や欠食を防ぐとともに、学習支援や保護者支援を行い、地域の中に健康と安全を守るための居場所づくりを促進します。	○	○					新規	こども福祉課
	5	三世代交流食堂事業【再掲】	子どもの孤食や欠食を防ぐための食事提供や、こどもが安心して過ごせる居場所を提供し、地域と交流することにより、お互いを支え合う仕組みをつくりまします。	○	○					新規	こども福祉課
	44	松本版・信州型コミュニティスクール事業【再掲】	小中学校を対象に、各校にコミュニティスクール運営委員会を設置し、学校・家庭・地域の連携協働による持続可能な学校支援の仕組みづくりを目指します。有効に機能することで、教育費用等の家庭負担の軽減につなげます。	○	○		○			継続	学校指導課
その他関連する取組み	52	ひとり親家庭に対する実態調査	児童扶養手当を受給している家庭に対し「子育てに関して困っていること」などのアンケートを行い、子供の貧困対策につなげます。					○		継続	こども福祉課
	53	子どもの貧困対策活動団体連絡会議の開催	子どもの貧困対策に取り組む団体との連携により、より効果的な対策の実現、実施を目指します。						○	継続	こども福祉課
	54	子どもにやさしいまちづくり推進計画の検証	子どもにやさしいまちづくり推進庁内調整会議を通じて計画の内容や実施状況について協議し、市民・有識者で構成する子どもにやさしいまちづくり委員会で計画の検証を行います。						○	継続	こども育成課